

(総論)

下水道コンセッションガイドライン改正の経緯・方向性 について

○下水道コンセッションガイドライン改正の経緯・方向性について

○法制度等の改正や事例・ノウハウの蓄積を踏まえ、PPP導入に向けた自治体の課題に応えるよう、「内容の充実」「わかりやすさの徹底」をする、下水道コンセッションガイドライン（H26.3策定）の改正を行う。

現状・課題

PFI法の改正

- 改正PFI法の特例
- 上下水道分野のコンセッション導入を加速

内閣府ガイドライン改正等

- 内閣府ガイドラインの改正（H30.3）
- 骨太の方針等における広域化等の推進（H30.6）

事例・ノウハウの蓄積

- 浜松市（H30 事業開始）
- 須崎市
- 宮城県
- PPP/PFI検討会等

自治体の課題 +事業者の視点

- 各自治体
・きめ細やかな知見 等
- 事業者
・情報開示、リスク分担 等

制度改正や最新事例も踏まえた 「内容の充実」

制度改正や先行事例を反映

- ✓ 改正PFI法や改正内閣府ガイドラインを踏まえた見直し
- ✓ 先行事例においてスキーム等を判断する際に考慮した要素も記載

下水道特有の事情も反映

- ✓ 業務範囲（処理施設・管路、バンドリング、広域化等）、財務会計（公営企業会計、公費・利用料収入等）等の整理
- ✓ 多様な都市規模における下水道事業の民間委託状況（取組事例 等）を共有

官民いずれにも 「わかりやすさの徹底」

全国の官・民の取組みを支援（マニュアルとしても活用可）

- ✓ PPP/PFI検討会等で寄せられた自治体や民間事業者の意見を反映
- ✓ 自治体の規模別に課題等を明示。行政に加え、民間事業者としての視点も整理

事業実施に向けた道筋をわかりやすく説明

- ✓ 図表や定量的なデータ等を充実
- ✓ 検討段階から実施段階まで、流れに沿い、スケジュールや課題等を具体的に明示。構成も見直し。
- ✓ 幅広く関心を引きつける説明に便利な簡易版も作成

改正の視点・方向性

○ガイドラインの構成について(全体)

○ 現行ガイドラインは4章で構成。制度改正や事例等の内容を充実させ、構成自体の必要な見直しも行う。

1章

総論

=ガイドラインの位置づけ

ガイドラインの目的・改正の背景

関連法令等の整理
✓ 各法令・ガイドライン等を整理し、位置づけを明示

ガイドラインの対象
✓ すべての下水道管理者を対象
✓ 民間事業者が参考とすることも想定

2章

現状・意義・課題の整理

=導入可能性に向けた検討

手法の分類・選択

- ✓ PPP/PFI手法の全体像・実施状況
- ✓ 適切な手法選択の流れ

意義（期待）と課題

- ✓ 管理者（自治体）と民間事業者の視点
- ✓ 自治体規模別の視点

PPP/PFIの最新事例
を参考

3章

事業実施に関する手法の解説

=事業実施に向けた手順・論点

コンセッション導入に向けた道筋

- ✓ コンセッションの実施に向けたステップを流れに沿って整理

各段階における基本的な考え方

- ✓ 検討・準備段階～終了時までの各段階における検討課題・考え方を整理

最新事例
(浜松市・須崎市 等)
の解説

4章

その他（附帯事業等）

=収益向上・効率化の取組

更なる収益向上・効率化に向けた取組

- ✓ 収益施設の併設・公的不動産の有効活用等の紹介

最新事例
を紹介

○改正の主要論点が含まれる3章の構成は以下の通り。(構成自体の必要な見直しも行う)

| 番号 | 3.1 フロー のステップ の活用のため の検討 | 3.2 スキームの 事業 検討 | 3.3 情報整備等 | 3.4 実施方針 策定 | 3.5 特定事業の 選定・公表 | 3.6 民間事業者 の応募 | 3.7 民間事業者 の選定 | 3.8 運営権の設定 | 3.9 契約協議 | 3.10 事業実施 | 3.11 事業終了 |
|-----------|---|---|--|--|-----------------------|---|---|-------------------------------|---|--------------|--------------|
| 内容(現行のもの) | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 指定管理者 下水道管理者（公営企業会計適用）の会計処理について コンセッション方式活用により想定されるメリット 運営権者が実施できる業務範囲・管理者が必ず責任を負う業務範囲 下水道管理者が有する事業管理の最終責任 事業スキームの検討 | 1 2 3 4 5 運営権対価 事業に要する財源とその流れ 下水道使用料／下水道利用料金及び一般会計繰出金の配分 契約期間 運営権者が收受する下水道利用料金 有資格者の設置義務 改築更新工事の取り扱い | 1 2 3 マーケットサウンドイングの実施 事業情報の整備 コンセッション方式における事業情報整備の必要性 | 1 2 3 4 5 利用料金に関する規程 実施方針に関する条例及び実施方針における下水道 実施方針に定めるべき事項 実施方針に関する条例に定めるべき事項 民間事業者からの提案 | 1 VFMによる評価方法 | 1 2 3 4 リスク分担 予定価格の設定方法 要求水準書の作成 デューデリジェンスの実施 | 1 2 3 4 5 6 技術面の評価 金銭面の評価 多段階選抜の活用 官民間の対話の活用 事業者選定方法 | 1 2 基本協定書及び直接協定 運営権実施契約 | 1 2 3 契約解除 緊急時及び災害発生時の対応 モニタリングの実施 | 1 事業の終了 | |

主に検討の重要度が高いと考えられる項目

1. 事業スキームに係る論点案

(☆)は内閣府コンセッションガイドライン改正に関わる事項

| 項目 | 論点案 |
|---------|--|
| 業務範囲 | 地理的範囲（処理区等）、施設範囲（処理場、管路等）、業務内容（経営、維持管理、改築更新等）について、リスクや効率性、民間事業者の参画意欲を元に、運営権者・管理者の業務範囲について整理。 |
| | 他インフラとのバンドリング 上水道や集落排水、浄化槽、廃棄物処理等との連携可能性やその効果について整理。 |
| | 広域化とコンセッションのあり方・形態 ・複数団体でのコンセッションのあり方など整理。 ・流域下水道（及び関連公共下水道）におけるコンセッションのあり方について整理。 |
| 運営主体 | 地方公共団体等による出資（☆） 地方公共団体や特定企業（地元企業等）によるS P Cへの出資の考え方について整理。 第2回検討会議論範囲 |
| | 地域企業等の参画スキーム 地域企業の育成、地元雇用の視点から、地域企業が参画しやすいスキームの可能性について整理。 |
| 財務・会計等 | 運営権対価（☆） 運営権対価の予定価格の算出方法、対価の支払い方法、分割払いにおける特有の処理（消費税、割引率）、対価の返還（返還額の算定方法）等について整理。 |
| | リスク分担（☆） リスク分担のあり方や参考例（瑕疵担保、特定条例等変更についての取扱い等）を整理。 |
| | 改築更新工事 適切な公費負担に係る課題等を整理。 |
| 料金設定・改定 | 料金設定・改定 ・下水道利用料金の設定の考え方を整理（下水道使用料との按分の考え方など） ・料金改定プロセス（提案、協議、料金上限を超える場合の実施方針条例改正等）や改定要件（需要変動、物価変動、その他費用増（法令条例改正の影響）等）について整理。 |
| | 会計処理 公営企業会計における会計処理方法について整理。 |

2. 事業の実施・終了に係る論点案

(☆)は内閣府コンセッションガイドライン改正に関わる事項

| 項目 | 論点案 |
|---------------------|---|
| 情報開示 (☆) | 管理者側の各種情報の開示や審査結果の公表などのあり方について整理。 |
| 競争的対話 (☆) | 管理者と民間事業者との間で十分に情報交換ができる視点から、競争的対話における対応策について整理。 |
| モニタリング (☆) | 管理者・運営権者によるモニタリングの対象や内容、第三者の専門家の活用、結果の公表等について整理。 |
| 契約解除・運営権の取消し (☆) | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続が困難になった場合の対応策について整理。 ・運営権対価一時金の残存期間相当分の補償について整理。 |
| 事業の終了 (☆) | 更新投資に係る負担金のあり方や手続き等について整理。 |

第2回検討会議論範囲